

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 7 月 3 日（金）第 733 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令（森づくり推進課取扱い） 1
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（生活衛生課取扱い） 2
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制）（生活衛生課取扱い） 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3

公 告

- 令和 9 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（2 件）
（監理課取扱い） 3
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 5

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加所得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第413号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

- (1) 区域
県全域

(2) 期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、薩摩郡、出水郡、始良郡、曾於郡、肝属郡及び熊毛郡（屋久島町

奄美市、鹿児島郡、熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域

口永良部島の区域を除く。）の区域	
------------------	--

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第414号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和8年7月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修及び講習の名称

(1) クリーニング師研修（第1型）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修は、実施しない。）

(2) 業務従事者講習（第1型）

3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
令和8年10月25日	リナシティかのや	鹿屋市大手町1-1
令和8年11月29日	ポリテクセンター鹿児島	鹿児島市東郡元14-3

4 受講料

(1) クリーニング師研修 5,000円

(2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第415号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和8年7月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修及び講習の名称

(1) クリーニング師研修（第2型）

(2) 業務従事者講習（第2型）

3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和8年9月1日	令和8年12月1日	令和8年12月15日

4 受講料

(1) クリーニング師研修 5,000円

(2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、曾於南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年7月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
 理事 中野 伸一 曾於郡大崎町永吉4214番地
 理事 高田 享浩 曾於郡大崎町井俣2673番地
 （任期 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
 理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
 理事 東 靖弘 曾於郡大崎町岡別府97番地

鹿児島県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年6月8日付けで曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月3日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年7月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字ノミマカリ134番1地先から同町大字古志字浦ノ一21番3地先まで	前	7.3～56.7	1,747.6
			前	9.7～59.1	974.4
			後	7.3～56.7	1,747.6
			後	9.7～59.1	974.4

公 告

令和9年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
 県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び日時

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁（行政庁舎）会議室 （鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和8年8月5日	9：00～17：00
		令和8年8月7日	9：00～17：00
		令和8年8月17日	9：00～17：00
		令和8年8月21日	9：00～17：00
		令和8年8月24日	9：00～17：00
		令和8年8月25日	9：00～17：00

		令和8年8月28日	9：00～17：00
		令和8年8月31日	9：00～17：00
		令和8年9月1日	9：00～17：00
		令和8年9月7日	9：00～17：00
		令和8年9月8日	9：00～17：00
		令和8年9月9日	9：00～17：00
		令和8年9月17日	9：00～17：00
		令和8年9月18日	9：00～17：00
		令和8年9月24日	9：00～17：00
		令和8年9月25日	9：00～17：00
		令和8年10月14日	9：00～17：00
		令和8年10月19日	9：00～17：00
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室（薩摩川内市神田町1番22号）	令和8年8月4日	10：00～16：30
		令和8年8月18日	10：00～16：30
		令和8年9月2日	10：00～16：30
		令和8年9月16日	10：00～16：30
		令和8年9月29日	10：00～16：30
		令和8年10月7日	10：00～16：30
		令和8年10月16日	10：00～16：30
加治木会場	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局本庁舎会議室（姶良市加治木町諏訪町12番地）	令和8年8月5日	10：00～16：30
		令和8年8月19日	10：00～16：30
		令和8年9月15日	10：00～16：30
		令和8年9月28日	10：00～16：30
		令和8年10月6日	10：00～16：30
		令和8年10月13日	10：00～16：30
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室（鹿屋市打馬二丁目16番6号）	令和8年8月6日	10：00～16：00
		令和8年8月20日	10：00～16：00
		令和8年8月26日	10：00～17：00
		令和8年8月27日	9：00～15：00
		令和8年9月11日	10：00～16：00
		令和8年9月14日	10：00～17：00
		令和8年9月15日	9：00～15：00
		令和8年10月5日	10：00～16：00
		令和8年10月13日	10：00～16：00
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室（西之表市西之表7590番地）	令和8年8月27日	10：00～15：00
		令和8年9月30日	10：00～15：00
屋久島会場	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所会議室（熊毛郡屋久島町安房650番地）	令和8年10月15日	14：00～17：00
		令和8年10月16日	9：00～12：00
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）	令和8年8月6日	13：00～17：00
		令和8年8月7日	9：00～12：00
		令和8年9月10日	13：00～17：00
		令和8年9月11日	9：00～12：00
		令和8年10月1日	13：00～17：00
		令和8年10月2日	9：00～12：00
徳之島会場	徳之島建設業会館会議室（大島郡徳之島町亀津7460番地）	令和8年9月3日	13：00～17：00
		令和8年9月4日	9：00～12：00
		令和8年10月8日	13：00～17：00
		令和8年10月9日	9：00～12：00

.....

令和9年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告
 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
県外に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和8年10月19日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和8年10月31日の消印のあるものまで受け付ける。	8：30～12：00 13：00～17：15

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年7月3日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 569台
 - (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和9年2月28日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 本装置で調達するソフトウェア、ハードウェアの候補となる機器等、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務（再委託先等を含む。）について、機器等・役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
 - (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格

審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和8年7月3日から同年8月3日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

(3) 郵便による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(4) 郵便による入札書の提出期限

令和8年8月27日午後5時15分

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月28日午前10時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(イ) 交付場所 (3)に同じ。

(イ) 交付期限 令和8年7月24日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Notebook computers for business:569Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 27 August 2026
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警

備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月3日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和8年9月14日（月）から同月18日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

令和8年9月17日（木）及び同月18日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター別館（鹿児島市鴨池新町1番7号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分（以下「2号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

20人

(2) 追加取得講習

10人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和8年8月4日（火）から同月7日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 2号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

- c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (㊦) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (㊧) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
38,000円
 - イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490